

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の就業等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定める事項のほか、職員の就業に関しては、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(職員の定義)

第2条 この規則において職員とは、定款第34条第2項の規定に基づき、会長が任命した者をいう。

第2章 採用

(採用)

第3条 本会は、試験により、能力、学識、経験、性向、健康等を考慮し、職員として適格であると認める者を採用する。

2 前項の試験を希望する者に対しては、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 履歴書（自筆のもの）(写真はり付)

(2) 健康診断書

(3) 最終学校の卒業(見込み)証明書

(4) その他会長が必要と認めた書類

(誓約書 身元保証書)

第4条 新たに職員として採用された者は、採用後速やかに誓約書（様式第1号）身元保証書（様式第2号）その他会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(試用期間)

第5条 新たに採用した者については、採用の日から6カ月間を試用期間とする。

2 試用期間中又は試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不相当と認められる者については、第29条の規定により解雇する。

3 試用期間は、これを延長することができる。

4 試用期間は、勤務年数に通算する。

第3章 服務規律

(服務の基本)

第6条 職員は、本会の社会的使命を自覚するとともに、法令、本会の定款その他諸規程に従い自己の職責を自覚し、職務に精励しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 職員は、本会の信用を傷つけ又はその全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第 8 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 4 章 勤務時間、休憩時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第 9 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間につき 38 時間 45 分とする。

2 前項の規定に基づく職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(休憩時間)

第 10 条 休憩時間は、午後 0 時 15 分から午後 1 時までとする。

(勤務時間等の特例)

第 11 条 業務の性質上、前 2 条の規定により難い職員の勤務時間、勤務時間の割振、休憩時間及び休日については、会長が別に定める。

(出勤)

第 12 条 職員は定刻まで出勤し、自ら出勤簿（様式第 3 号）に押印しなければならない。

2 私用で遅刻、早退又は外出するときは、事前に上司の許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に届出ることができない場合は、事後速やかに届出なければならない。

3 不可抗力の事故のため、遅刻又は早退したときは、届出により、遅刻又は早退の取扱いをしない。

(時間外勤務及び休日勤務)

第 13 条 業務の都合によりやむを得ない場合は、職員を勤務時間外又は休日に勤務させることができる。

2 時間外勤務又は休日勤務を必要とする場合は、時間外勤務命令書（様式第 4 号）、休日勤務命令書（様式第 5 号）により、あらかじめ会長の承認を得なければならない。ただし、あらかじめ承認を得ることができない場合は、事後速やかにその手続きをとらなければならない。

(勤務を要しない日の勤務時間の振替)

第 14 条 前条第 1 項の規定により、勤務を要しない日に勤務を命じた職員の勤務時間は、当該勤務した日の翌日から 8 週間後の期間に本人の請求により振替えることができる。

(休日)

第 15 条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日（勤務を要しない日）
- (2) 「国民の祝日」に関する法律に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前号に掲げる日を除く）

(有給休暇)

第16条 有給休暇は、年次休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

- 2 休暇は、休暇経伺書(様式第6号)によりあらかじめ会長(休暇の承認について委任した者を含む。)の承認を得なければならない。ただし、事務局長の休暇の承認は、会長の決裁によるものとする。
- 3 休暇の承認に際し、業務の都合上支障があると認めるとき会長は、その期間又は時季を変更することができる。
- 4 職員は、病気、災害、その他やむを得ない事故により前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から休日を除き遅くとも3日以内にその理由を付して、会長に休暇の承認を求めなければならない。ただし、会長は、この期間中に承認を求めることができない正当な理由があつたと認める場合には、その期限後において提出された承認の要求を受理することができる。
- 5 職員が、休日を除き、引き続き6日を超える休暇の承認を求めるに当たっては、年次休暇をとる場合のほか、休暇願(様式第7号)に医師の証明書その他勤務しない理由を十分に明らかにする書面を添えて提出しなければならない。この場合において、休暇の整理上必要があるため、休暇経伺書も併せて提出するものとする。
- 6 会長は、承認のため必要があると認めるときは、引き続き6日を超えない休暇(年次休暇を除く。)の承認の要求についても医師の証明書その他勤務しない理由を十分に明らかにする書面の提出を求めることができる。

(年次休暇)

第17条 職員には、一の年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)を通じて20日の年次休暇を与える。ただし、年度の中途において採用された職員のその年度における年次休暇の日数は、次の表のとおりとする。

採用の月	年次休暇日数	採用の月	年次休暇日数
4月	20日	10月	10日
5月	18日	11月	8日
6月	17日	12月	7日
7月	15日	1月	5日
8月	13日	2月	3日
9月	12日	3月	2日

- 2 年次休暇を請求しようとする者は、1日、半日、1時間を単位として事前に届出なければならない。この場合半日を単位としたものは2回をもって1日とし、1時間を単位としたものは、8時間をもって1日とする。

- 3 前項の規定に関わらず、職員代表との書面による協定により、各職員の有する年次休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。
- 4 年度末において年次休暇の日数に端数が生じた場合は、端数を4時間以上は1日とし、4時間未満は切り捨てる。
- 5 年度末において職員がその年にとった年次休暇になお残日数があるときは、その残日数を繰り越すことができる。ただし、第1項に規定する日数との合計が40日を超えることができない。

(年次休暇の時間単位での付与)

第18条 職員代表との書面による協定に基づき、前条の年次休暇の日数のうち、1年について5日の範囲で次により時間単位の年次休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与する。

- (1) 時間単位年休付与の対象者は、職員とする。
- (2) 時間単位年休を取得する場合における、1日の年次休暇に相当する時間数は8時間とする。
- (3) 時間単位年休は1時間単位で付与する。
- (4) 上記以外の事項については、前条の年次休暇と同様とする。

(特別休暇)

第19条 職員は、別表第1に掲げる事由に該当する場合は、第17条に規定する年次休暇のほかに、それぞれ定める時間又は日数の特別休暇を受けることができる。この間は、有給として給与を支給する。

- 2 前項の特別休暇のうち、葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
- 3 特別休暇の日数又は期間中には、休日及び他の理由に基づく休暇の日を含むものとする。
- 4 特別休暇を請求しようとする者は、事前に休暇願を提出し(第16条第5項及び第6項の場合は届出)会長の承認を受けなければならない。

(病気休暇)

第20条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、病気休暇を与えることができる。

- (1) 医師の証明書に基づき最小限度必要と認める日又は時間（結核性疾患にあつては1年、その他の疾患にあつては90日）
 - (2) 労働安全衛生法第68条の規定により就業を禁止した期間
- 2 前項の日数又は期間中には、休日及び他の理由に基づく休暇の日を含むものとする。
 - 3 病気休暇が1月を超えたのち出勤した職員が、出勤日数20日に満たない間に同一理由により再び休暇をとり始めたときは、前の休暇の期間を通算するものとする。
 - 4 病気休暇の承認を求める場合は、医師の証明書を提出するものとする。

(欠勤)

第21条 職員は、やむを得ない理由により欠勤する場合には、事前に届出なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることが困難な場合には、事後速やかに届け出るものとする。

(育児休業)

第22条 職員の育児休業に関する事項は、直方市職員の育児休業に関する条例及び直方市職員の育児休業等に関する条例施行規則を準用する。

(介護休業)

第22条の2 職員の介護休業に関する事項は、直方市職員の勤務時間に関する条例及び直方市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規則を準用する。

2 介護休業については、社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員の給与に関する規程第9条の規定により減額する。

(旅行命令)

第23条 職員には、業務の都合により旅行を命ずることができる。

2 職員が前項の規定により旅行をしたときは、帰着後速やかに口頭又は文書によって復命しなければならない。

3 第1項の規定により旅行を命ぜられた職員には、別に定める社会福祉法人直方市社会福祉協議会役員等の旅費支給規程により、旅費を支給する。

4 事務局長が、業務の都合により旅行する場合の旅行命令は、会長の決裁によるものとする。

第5章 給与及び退職手当金

(給与)

第24条 職員に支給する給与に関する事項は、別に定める社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員の給与に関する規程による。

(退職手当金)

第25条 職員が退職した場合は、別に定める社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員退職手当金支給規程により、退職手当金を支給する。

第6章 休職、復職、解職及び退職

(休職)

第26条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

(1) 心身の故障のため、休養を要するとき。

(2) 刑事事件に関して起訴されたとき。

(休職期間等)

第27条 前条に規定する休職期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の休職の期間は、3年を越えない範囲において休養を要する程

度に応じて個々の場合について会長が定める。

(2) 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2 前項の休職期間が満了したときは、自然退職とする。

3 第1項の休職期間中の給与は別に定める。

(復職)

第28条 前条第1項の休職期間満了前に休職理由が消滅したときは、速やかに復職させる。ただし、従前の職務と異なる職務に配置することがある。

(解職)

第29条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、30日前に予告するか、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分を支給して解雇する。ただし、引続き1カ月を超えていない者、及び試用期間中の者で14日を経っていない者は、平均賃金を支給せず即時解雇する。

(1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき。

(2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。

(3) 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、職員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき。（当会が打ち切り補償を支払ったときを含む。）

(4) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなおその障害により業務に耐えられないと認められたとき。

(5) 条件付期間中又は条件付期間満了時まで職員として不適格であると認められたとき。

(6) 第38条に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき。

(7) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき。

(8) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。

(9) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することがある。

(解雇制限)

第30条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても傷病が治らないで打切補償を支払った場合（法律上支払ったとみなされる場合を含む。）は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり休業する期間及びその後30日
 - (2) 産前産後の女子が第19条第1項の規定により休業する期間及びその後30日
- (一般退職)

第31条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て、会長の承認があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 期間の定めのある雇用が満了したとき。
- (4) 休職を命ぜられた者が復職させられず休職期間が満了したとき。

(退職の手續)

第32条 職員が退職しようとするときは、原則として30日前までに退職願を会長に提出し、退職決定までは従前の業務を継続しなければならない。

(休職、解職、退職の決定)

第33条 休職、解職、及び退職の決定は、会長が辞令書を交付して行う。

(定年)

第34条 職員は、満65歳をもって定年とし、定年に達した日以後における最初の3月31日付をもって退職とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、定年後も引続き雇用されることを希望する場合は、別に定める「社会福祉法人直方市社会福祉協議会再雇用規程」又は「社会福祉法人直方市社会福祉協議会介護等職員再雇用規程」に基づき、引続き継続雇用することができる。

第7章 安全及び衛生

(安全の義務)

第35条 職員は、常に職場の整理、整頓に留意し、災害防止に協力しなければならない。

- 2 職員は、火災その他災害発生又は発生する危険があることを知ったとき及び物品の紛失等の異常を認めるときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに事務局長に報告しなければならない。

(健康診断)

第36条 職員には、毎年1回以上健康診断を行うものとする。ただし、健康診断の結果必要があるときは、勤務を一定期間禁止し、又は配置換えなど適当な処置をとることがある。

第8章 災害補償

(職務上の災害の補償)

第37条 職員の職務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。)に対しては、労働基準法の定めるところにより補償する。

第9章 懲戒

(懲戒の事由)

第38条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、状況に応じ、戒告、減給、停職とする。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤3日以上に及ぶとき。
- (2) 正当な理由なくしばしば上司の事前許可なく欠勤、遅刻、早退、外出するなど勤務を怠ったとき。
- (3) 正当な理由なく本会の行う教育を拒み、又は誠実に受諾しないとき。
- (4) 利用者の情報や秘密を洩らしたとき。
- (5) 証明書、報告書等を偽造、変造したとき。
- (6) 懲戒に処せられたにもかかわらず、始末書を提出しないなど、懲戒に服する意思が全く認められないとき。
- (7) 正当な理由なく業務上の指揮命令に違反したとき。
- (8) 不正により給与又は給付、若しくは他の利益を得たとき。
- (9) 過失により、災害又は業務上の事故を発生させ、本会に重大な損害を与えたとき。
- (10) みだりに本会を誹謗中傷したとき。
- (11) 許可なく、本会施設内において政治、宗教活動を行ったとき。
- (12) 本会の所有物を許可なく私用に供し、又は盗んだとき。
- (13) 職員たる体面を汚し、信用を失う行為があったとき。
- (14) その他、前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒解雇する。ただし、状況により減給又は停職とすることがある。

- (1) 前項各号の行為により再三処分を受け、なお改善の見込みがないとき。
- (2) 故意または重大な過失により、災害又は業務上の事故を発生させ、若しくは本会の設備、建設物、什器備品等を棄損、減失させ、本会に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由なく、無断欠勤が14日以上に及び、出勤の督促にも応じないとき。
- (4) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段で採用されたとき。
- (5) 本会の秘密事項を洩らし、又は洩らそうとすることが明らかなきとき。
- (6) 正当な理由なく本会の指揮命令に従わず、その回数を重ねたとき。
- (7) 本会の内外を問わず、暴行、脅迫、傷害、飲酒運転等の不法行為をし、著しく本会の名誉を傷つけたとき。
- (8) 本会に虚偽の報告をし、その結果、本会に重大な損害を与えたとき。
- (9) 故意に本会の建物、備品、設備等を破壊したとき。
- (10) 金銭の使い込み、背任、その他これに準ずる行為があったとき。
- (11) 刑法に違反し、就業が不相当と認められたとき。
- (12) 故意、又は重大な過失により利用者又はその家族に損害を与え、本会の信用を失墜する行為があったとき。

- (13) 服務規律の規定に違反した場合であって、その事案が重篤なとき。
 - (14) セクシャルハラスメントに該当する行為をし、本会の職場環境、秩序を乱したとき。
 - (15) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為を行ったとき。
- (懲戒の種類及び程度)

第39条 懲戒は、その情状により、次の区分に従って行う。

- (1) 戒告 将来を含め処分の日以後、直近の昇給期を3カ月以上延伸する。
- (2) 減給 労働基準法第91条に規定する額の範囲内において給料及び調整手当を減額する。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて出勤を停止する。この場合において、当該期間中の給与は支給しない。
- (4) 免職 予告しないで解雇する。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当(平均賃金の30日分)は支給しない。

2 懲戒処分を受けた職員で不服がある者は、処分を受けた日から30日以内に会長に異議を申し立てることができる。

第10章 損害賠償

(損害賠償)

第40条 職員が、故意又は過失によって本会に重大な損害を与えたときは、その全部又は一部を賠償させる。ただし、これによって第39条の処分を免れない。

第11章 補則

(補則)

第41条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(平成7年3月27日 制定)

この規則は、平成7年4月1日から施行し、従前の社会福祉法人直方市社会福祉協議会服務規程(昭和44年4月28日)、社会福祉法人直方市社会福祉協議会身元保証規則(昭和44年4月28日)及び社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員の定年に関する規程(平成5年1月29日)は廃止する。

附 則

(平成11年3月24日 制定)

この規則は、平成11年3月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年12月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間における第34条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「満65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

別表第1（第19条関係）

特別休暇

	原因	期間
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断又は隔離	その都度必要と求める期間
2	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と求める期間
3	地震、水害、火災その他の災害において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と求める期間
4	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1週間を超えない範囲でその都度必要と認める時間
5	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
6	選挙権その他の公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
7	本会の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(暴風雨又は降雪に伴う事故発生の防止のための措置を含む。)	その都度必要と認める時間
8	公務上負傷し、又は疾病にかかった場合	その都度必要と認める時間
9	職員が結婚する場合	7日以内で職員が請求した日数
10	女性職員の生理	労働基準法第68条の規定により女性職員が請求した期間で1日又は1時間単位。ただし、3日を超えるとときは、その期間については「病気休暇(負傷又は疾病の(1))」として扱う。
11	妊娠中の女性職員がつわりのため勤務することが困難な場合	7日以内で女性職員が請求した日数
12	妊娠中及び産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	(1) 産前の場合 妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週以後分べんまでは1週間に1回とし、その都度必要と認める時間 (2) 産後(1年以内)の場合 医師等の指示により、その都度必要と認める時間
13	女性職員の分べん	(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定により

		<p>女性職員が請求した期間。ただし、多胎妊娠については、14週間とする。(産前)</p> <p>(2) 労働基準法第65条第2項の規定により就業させてはならない期間。ただし、同項ただし書きの規定により女性職員が請求した期間を除く。(産後)</p>
14	職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回、1回30分。(労働基準法第67条第1項)
15	中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間で1日又は1時間単位
16	規程第22条の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護又は要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスを受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間で1日又は1時間単位
17	妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合	出産直前から産後2週間を経過するまでの間における3日の範囲内の期間で1日又は1時間単位
18	職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日のその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日の後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間で1日又は1時間単位
19	忌引	付表に規定する日数の範囲内の連続する期間で1日単位
20	配偶者、子、父母の祭日	1日
21	夏季休暇(職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合)	5日の範囲内の期間(一の年度の7月から10月までの間で1日又は半日単位)。ただし、5日のうち2日間は週休日、休日、代休日及び割り振られた休日を除き、原則として連続する期間で1日単位

2 2	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、子、父母及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間で1日又は1時間単位
2 3	<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主とした身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	一の年度において5日の範囲内の期間で1日単位
2 4	その他会長が定める場合	会長の定める期間

備考 特別休暇(ただし、職員が結婚する場合の特別休暇は除く。)の期間には、週休日、休日及び他の理由に基づく休暇の日を含むものとする。

附表

(忌引日数表)

死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	一親等の直系尊属(父母)	7日
	一親等の直系卑属(子)	5日
	二親等の直系尊属(祖父母)	3日
	二親等の直系卑属(孫)	2日
	二親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
	三親等の直系尊属(曾祖父母)	1日
	三親等の傍系尊属(伯叔父母)	1日
	三親等の傍系卑属(甥姪)	1日
姻族	一親等の直系尊属	3日
	一親等の直系卑属	1日
	二親等の直系尊属	1日
	二親等の傍系者	1日
	三親等の傍系尊属	1日
	三親等の傍系卑属	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。